

# \*市立小中学校の転校手続き

[ 川崎市教育委員会「市立小中学校の転校手続き」より抜粋 ]

## [A] 川崎市立の小中学校から転校する場合（転校元）

1. 学校に転出（転居）する旨を事前にお伝え下さい。
2. 学校から渡される転退学届を記入して、学校に提出してください。
3. 後日、学校から「在学証明書」等の書類が渡されます。
4. 区役所区民課または支所区民センターで住所の異動手続き（転出届・転居届）をしてください。

## [B] 川崎市立の小中学校に転校する場合（転校先）

1. 事前に、川崎市でお住まいになる住所を通学区域とする市立小中学校を確認してください。
2. 具体的な転入（転居）日が決まりましたら、事前に川崎市でお住まいになる住所を通学区域とする市立小中学校へ電話連絡してください。
3. 前の学校から渡された「在学証明書」を持参して、区役所区民課または支所区民センターで住所の異動手続き（転出届・転居届）をする際に、転校手続きをしてください。
4. 区役所区民課または支所区民センターで「入学通知書」を渡されるので、「入学通知書」と前の学校から渡された「在学証明書」等の書類を持って転校先の学校に行ってください。

## [C] 川崎市立の小中学校以外から転校する場合（転校元）

転校前の学校に問い合わせてください。

## [D] 川崎市立の小中学校以外へ転校する場合（転校先）

転出先の自治体（教育委員会）または転校先の学校に問い合わせてください。

## [E] 海外の学校から転校する場合（転校元）

海外で日本人学校（補習校の場合も含む）に通っている場合は、学校で転退学手続きを行い、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」等、日本の学校への転校手続きに必要な書類を受け取ってください。

海外で日本人学校（補習校の場合も含む）に通っていない場合は（現地校、インターナショナルスクール等のみ通学）、日本の学校へ転校手続きの際に必要な書類の提出は「任意」となります。「在学証明書」「成績証明書」等、通っている学校でご用意できるものがあれば受け取ってください。

※ 手続きの仕方は海外で通っている学校に問い合わせてください。

## [F] 海外から川崎市立の小中学校に転校する場合（転校先）

1. 事前に、川崎市でお住まいになる住所を通学区域とする市立小中学校を確認してください。
2. お子さまの日本語能力の確認や受入体制の準備もありますので、具体的な帰国日が決まりましたら、事前に川崎市でお住まいになる住所を通学区域とする市立小中学校へ電話連絡してください。
3. 前の学校から「在学証明書」（現地校、インターナショナルの場合は任意）を持参して、区役所区民課または支所区民センターで住所の異動手続き（転入届）をする際に、転校手続きをしてください。  
※ 既に国内に住民登録されている場合は、パスポート等により出帰国の確認を行う場合があります。
4. 区役所区民課または支所区民センターから、住所を通学区域とする学校の「入学通知書」を発行します。  
※ 帰国児童生徒の相談窓口として川崎市総合教育センター 海外帰国・外国人児童生徒教育相談室があり、場合により区役所区民課または支所区民センターで「入学通知書」を発行する前に相談していただけるようにご案内することがあります。
5. 「入学通知書」が発行されたら、入学通知書及び日本人学校から渡された書類（現地校、インターナショナルの場合は任意）を持って転校先の学校に行ってください。

### < 一時的な帰国のため、日本に住民登録をしない場合 >

一時的な帰国のため、日本に住民登録をしない児童生徒が、その間体験入学を希望される場合、概ね2ヶ月を限度として仮入学の手続きにより入学を許可することがあります。

※ 日本に住民登録をする場合は、保護者の方にはお子さまを就学させる義務がございますので、体験入学ではなく、上記の転校手続きをしてください。

体験入学の可否については学校長の判断となりますので、受入等に関するご相談は、滞在する住所を通学区域とする市立小中学校へ直接電話してください。

## 《 お問い合わせ先 》

川崎市教育委員会総務部学事課

◆ 電話： 044-200-3950

◆ メールアドレス： 88gakuzi@city.kawasaki.jp

◆ 住所： 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地